

会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 189 条
並びに会社法第 801 条第 3 項第 2 号に定める書面
(吸収分割に係る事後開示事項)

2026 年 4 月 1 日

三菱ケミカルグループ株式会社
三菱ケミカル株式会社

2026年4月1日

吸収分割に係る事後開示事項

三菱ケミカルグループ株式会社
代表執行役 筑本 学

三菱ケミカル株式会社
代表取締役 下平 靖雄

三菱ケミカルグループ株式会社（以下「分割会社」といいます。）及び三菱ケミカル株式会社（以下「承継会社」といいます。）は、2026年1月29日付で両社の間で締結した吸収分割契約に基づき、2026年4月1日を効力発生日として、分割会社のコーポレートベンチャーキャピタル事業（以下「本件吸収分割対象事業」といいます。）に関して有する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本件吸収分割」といいます。）を行いました。

本件吸収分割に関する会社法第791条第1項第1号及び会社法施行規則第189条並びに会社法第801条第3項第2号に定める事後開示事項は、以下のとおりです。

記

1. 吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）
2026年4月1日
2. 分割会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第189条第2号）
 - (1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過
本件吸収分割は、会社法第784条第2項に規定する場合（簡易吸収分割）に該当するため、会社法第784条の2但書の規定により、該当事項はありません。
 - (2) 会社法第785条の規定による手続の経過
本件吸収分割は、会社法第784条第2項に規定する場合（簡易吸収分割）に該当するため、会社法第785条第1項第2号の規定により、該当事項はありません。
 - (3) 会社法第787条の規定による手続の経過
分割会社は会社法第787条第1項第2号に掲げる新株予約権を発行していないため、会社法第787条の規定による手続は行っていません。
 - (4) 会社法第789条の規定による手続の経過
分割会社は、会社法第789条第2項及び第3項の規定に従い、2026年2月19日付で同社の債権者に対し官報公告及び電子公告を行いました。が、会社法第789条第1項の規定に基づき異議を述べた債権者はいませんでした。
3. 承継会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第189条第3号）
 - (1) 会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過
会社法第796条の2に基づき、承継会社に対して本件吸収分割の差止めを請求した株主はいませんでした。
 - (2) 会社法第797条の規定による手続の経過
会社法第797条第1項の規定に基づき、株式の買取請求を行える株主はいませんでした。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に従い、2026 年 2 月 19 日付で同社の債権者に対し官報公告及び電子公告を行いました。なお、会社法第 799 条第 1 項の規定に基づき異議を述べた債権者はいませんでした。

4. 吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

承継会社は、本件吸収分割の効力発生日をもって、本件吸収分割に基づき、分割会社の本件吸収分割対象事業に関する権利義務を承継しました。なお、承継会社が、分割会社から承継した資産及び負債の概算額はそれぞれ以下のとおりです。

承継資産の額：8,459百万円

承継負債の額：72百万円

5. 吸収分割に係る変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

2026年4月2日（予定）

6. その他吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

該当事項はありません。

以 上